# 日本学術振興会 特別研究員遵守事項および諸手続の手引 令和7年度版(令和7年10月改定)における主な修正箇所の抜粋

項目	修正後	修正前
I - 3.	特別研究員の身分	特別研究員の身分
	(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことがで	(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことがで
	きません。	きません。
	ただし、以下の①~⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持	ただし、以下の①~④に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持
	つことを認めています。	つことを認めています。
	① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分(国際共同学位等の教育連携	① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分(国際共同学位等の教育連携
	体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院	体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院
	の学籍を含む。) を持つこと	の学籍を含む。) を持つこと
	② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持	② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持
	っこと	っこと
	③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業(特別研究員奨励	③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業(特別研究員奨励
	費) 以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分	費) 以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分
	(応募資格) を持つこと	(応募資格) を持つこと
	④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと	④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと
	⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること	
	(「WI よくある質問」問 1-1 参照)	(「WI よくある質問」問 1-1 参照)
Ш-11.	起業について	_(新規)_
	特別研究員の起業は、以下の①~③の全てに該当すると認められ、受入研究者が承諾す	
	<u>る場合に限り可能です。</u>	
	① 研究課題の遂行に支障が生じないこと	
	② 自らが役員等となること	
	③ 事業内容は特別研究員の研究課題に関連する内容であること	

# (1) 特別研究員の義務等

起業後も、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務及び報告書の提出義務があ るため、研究に支障が出ているとの疑念を持たれることがないようにしてください。また、 起業後の活動は、日本学術振興会特別研究員であることを明示して行ってください。

# (2) 起業に当たっての手続

起業する場合、起業(登記)の準備開始時に、受入研究機関を通じて、「起業届<様式 5-8>」を提出してください。また、採用期間中においては、起業した翌年度以降の4月1日 ~20 日、採用終了又は中途辞退する場合は、採用終了日又は中途辞退日からそれぞれ 20 日以内に、「事業実施状況報告書<様式 5-9>」を提出してください。

※特別研究員自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員 の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。

# $\Pi - 1.6$ .

5.)

# 報酬の受給について

- (Ⅲ-1 (1)報酬受給の可否
  - 特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下 の①~③の全てを満たす必要があります。
  - ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
  - ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※
  - ③ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書<様式 5-3>」の内容を報告し、受入研 | ③ 従事する前に受入研究者に「報酬受給報告書<様式 5-3>」の内容を報告し、受入研 究者が①~②に該当すると認めていること

### ※②における常勤職に準ずる職とは

国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参 考とし、本会では、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合(80時間以上/月) は、常勤職に準ずる職と取り扱います。

# 報酬の受給について

### (1) 報酬受給の可否

特別研究員は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下 の①~③の全てを満たす必要があります。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※
- 究者が①~②に該当すると認めていること

### ※②における常勤職に準ずる職とは

国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参 考とし、本会では、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合(80時間以上/月) は、常勤職に準ずる職と取り扱います。

※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はあり ません。

※ 受入研究機関で行う自身の教育研究活動(ティーチング・アシスタント(TA)及びリ サーチ・アシスタント (RA) に限る) により報酬を受給する場合については、上記「※② における常勤職に準ずる職とは」に示す労働時間に含まないものとして取り扱います。た だし、研究・学習時間とのバランスを十分考慮の上、過度な労働時間とならないよう、受 入研究者や受入研究機関と十分調整してください。

※ 「Ⅲ-11. 起業について」に該当し、報酬を受給する場合については、上記「※②に おける常勤職に準ずる職とは」に示す労働時間に含まないものとして取り扱います。

※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的 として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受 給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得 ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書<様式5-3>」の提出は不要です。(III-14)受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について 参照)

※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営 むこと等はできません。ただし、「Ⅲ-11. 起業について」の場合を除きます。

※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、 謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)

※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬~ 3月中旬)を行う必要があります。

※ 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、 本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行います ので報酬受給先には提出しないでください。

VII よく 問1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。

ある質問

原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分(例:報酬の有無にかかわら ず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等)を持つことはで|ず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等)を持つことはで

※ 上記報酬受給に係る要件を満たしていれば、受給される報酬の上限金額の制限はあり ません。

※ 受入研究機関で行う自身の教育研究活動(ティーチング・アシスタント(TA)及びリ サーチ・アシスタント(RA)に限る)により報酬を受給する場合については、上記「※② における常勤職に準ずる職とは」に示す労働時間に含まないものとして取り扱います。た だし、研究・学習時間とのバランスを十分考慮の上、過度な労働時間とならないよう、受 入研究者や受入研究機関と十分調整してください。

(新規)

※ 海外渡航中に、特別研究員の研究課題の遂行のために海外渡航先機関での受入を目的 として、海外渡航先機関から、ビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすために資金を受 給する場合に限り、上記報酬受給要件で定める「常勤職及びそれに準ずる職」の身分を得 ることは可能です。この場合、「報酬受給報告書<様式 5-3>」の提出は不要です。(**Ⅲ**-14. 受給が可能な資金、奨学金、助成金及び研究費について 参照)

※ 報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営 むこと等はできません。

※ 報酬受給の可否は、雇用の有無で判断されるものではありません。(講演料、原稿料、 謝金、委員手当や業務委託も報酬に該当します。)

※ 研究奨励金以外に報酬を得ている場合は、個別に所得税の確定申告(毎年2月中旬~ 3月中旬)を行う必要があります。

※ 報酬受給先から年末調整関係書類(扶養控除等申告書等)の提出を求められた場合、 本会に提出する必要があることをご説明ください。※本会において、年末調整を行います ので報酬受給先には提出しないでください。

問1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。

回答 原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分(例:報酬の有無にかかわら

きません。ただし、以下の①~⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の 身分を持つことを認めています。

- ① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分 (国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。) を持つこと
- ② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと
- ③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業(特別研究員奨励 費)以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分 (応募資格)を持つこと
- ④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと
- ⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること

なお、学生としての活動上の身分(部活動における部長等)や、法律上の身分(妻、夫、裁判員等)、サービスを受ける上での呼称としての身分(日本内科学会会員等)、生活に関わる身分(PTA会長、町内会会長等)等は上記「特別研究員以外の身分」には含まれません。

(「身分」という言葉の定義は余りにも広範囲に及ぶため、この外の全ての例示を列挙することは不可能ですが、上記に例示がない「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、お手数ですが、本会までお問い合わせください。)(I-3. 特別研究員の身分 参照)

きません。ただし、以下の①~④に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の 身分を持つことを認めています。

- ① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分(国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。)を持つこと
- ② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと
- ③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業(特別研究員奨励 費)以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分 (応募資格)を持つこと
- ④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと

なお、学生としての活動上の身分(部活動における部長等)や、法律上の身分(妻、夫、裁判員等)、サービスを受ける上での呼称としての身分(日本内科学会会員等)、生活に関わる身分(PTA会長、町内会会長等)等は上記「特別研究員以外の身分」には含まれません。

(「身分」という言葉の定義は余りにも広範囲に及ぶため、この外の全ての例示を列挙することは不可能ですが、上記に例示がない「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、 お手数ですが、本会までお問い合わせください。)(I-3. 特別研究員の身分 参照)